



熊本県公報

第11921号
平成22年7月2日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 漁船保険義務加入区の指定の変更…………… (団体支援総室) 1
- 漁船保険義務加入に係る指定漁船調書の縦覧(昭和加入区)…………… (") 2
- 漁船保険義務加入に係る指定漁船調書の縦覧(鏡町加入区)…………… (") 2
- 平成22年度熊本県介護サービス情報の公表に係る報告、調査事務及び情報公表事務に関する計画の策定及び周知…………… (高齢者支援課) 2
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (") 2
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… (") 3
- 指定居宅介護支援事業者の指定…………… (") 3
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (") 3
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… (") 3
- 保安林の指定に関する予定…………… (森林保全課) 3
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 4
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… (") 4
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (") 4
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… (") 4
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (") 4
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… (") 4
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (") 4
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… (") 5
- ドラフトチャンバーの調達に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等…………… (管理調達課) 5
- 熊本県少年保護育成条例に基づく有害興行の指定…………… (交通・くらし安全課) 5
- 道路の供用開始…………… (道路保全課) 6
- 道路の供用開始…………… (") 6

公 告

- 土地改良区の定款変更認可…………… (農村計画・技術管理課) 7
- 平成22年度職業訓練指導員試験の実施…………… (産業人材育成課) 7
- 道路の位置指定の公告…………… (建築課) 11
- 道路の位置指定の公告…………… (") 11
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… (") 11
- 土地改良事業施行の認可…………… (農村計画・技術管理課) 11
- 県営土地改良事業の工事完了公告…………… (") 11
- 県営土地改良事業の計画決定…………… (") 12
- 県営土地改良事業の計画決定…………… (") 12
- 県営土地改良事業の計画決定…………… (") 12
- ドラフトチャンバーの調達に係る一般競争入札の実施…………… (管理調達課) 12
- 平成22年度熊本県登録販売者試験の実施…………… (薬務衛生課) 16
- 土地改良区役員の新任及び就任の公告…………… (農村計画・技術管理課) 18

登 載 依 頼

- 熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則…………… (人事委員会) 19
- 平成22年度身体障がい者を対象とする熊本県職員採用選考試験の実施…………… (") 19
- 熊本県社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会保健福祉推進部の開催…………… (熊本県社会福祉審議会) 23

告 示

熊本県告示第672号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号。以下「法」という。)第112条第3項及び第6項の規定により、平成18年4月28日熊本県告示第482号(漁船保険加入区指定)の一部を次のように改正し、平成22年7月2日から施行する。

なお、平成19年11月12日熊本県告示第965号で公示した牛水加入区及び平成20年9月30日熊本県告示第855号で公示した長洲加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、法第113条の2第1項第2号の規定により平成22年7月1日限り消

滅したので、同条第2項の規定により公示する。

平成22年7月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

「牛 水 荒尾市牛水一円」
「長 洲 玉名郡長洲町大字長洲、梅田、高浜一円」を「熊本北部 荒尾市牛
水並びに玉名郡長洲町大字長洲、梅田及び高浜一円」に改める。

熊本県告示第673号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号。以下「法」という。）第112条第1項の同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定による事前の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成22年7月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 加入区 名称
昭和加入区
- 2 発起人の住所及び氏名
八代市昭和同仁町939番地2地先 橋本 秀一
八代市昭和同仁町938番地2地先 大江田 義一
八代市昭和明微町830番地 中村 幸雄
- 3 法第113条第1項の申出をする漁業協同組合
昭和漁業協同組合
- 4 縦覧期間
平成22年7月2日から平成22年7月16日まで
- 5 縦覧場所
昭和漁業協同組合

熊本県告示第674号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号。以下「法」という。）第112条第1項の同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定による事前の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成22年7月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 加入区 名称
鏡町加入区
- 2 発起人の住所及び氏名
八代市鏡町北新地594番地 森本友喜
八代市鏡町宝出1045番地36 石澤 勝元
八代市鏡町鏡村874番地 藤山 康幸
- 3 法第113条第1項の申出をする漁業協同組合
鏡町漁業協同組合
- 4 縦覧期間
平成22年7月2日から平成22年7月16日まで
- 5 縦覧場所
鏡町漁業協同組合

熊本県告示第675号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の35の規定により介護サービス情報公表を行うため、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「施行令」という。）第37条の2第1項の報告に関する計画、施行令第37条の5第1項の介護サービス情報の調査事務に関する計画及び施行令第37条の11において準用する施行令第37条の5第1項の規定による介護サービス情報の情報公表事務に関する計画を別冊のとおり定めたので、公表する。

平成22年7月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県告示第676号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成22年7月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（通所介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスセンターいずみの里 八代市泉町下岳4350番地	有限会社松本建設	平成22年7月1日

熊本県告示第677号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。
平成22年7月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（介護予防通所介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスセンターいずみの里 八代市泉町下岳4350番地	有限会社松本建設	平成22年7月1日

熊本県告示第678号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条の規定により公示する。
平成22年7月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
ケアライフ春日ケアプランセンター 熊本市春日七丁目16番12	有限会社ベストライフ	平成22年7月7日

熊本県告示第679号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。
平成22年7月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（通所介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスセンターつばさ 宇城市小川町新田1634番地1	有限会社小川清掃	平成22年7月1日

熊本県告示第680号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。
平成22年7月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（介護予防通所介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスセンターつばさ 宇城市小川町新田1634番地1	有限会社小川清掃	平成22年7月1日

熊本県告示第681号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
平成22年7月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県下益城郡美里町坂本字平仁田1165番、1169番、1170番、字熊図1221番2、1227番、字平仁田1178番・字熊図1218番1・1218番2・1222番（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字平仁田1165番・1170番・1178番・字熊岡1218番1・1218番2・1221番2・1222番・1227番（以上8筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県宇城地域振興局並びに美里町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第682号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成22年7月2日

熊本県知事 蒲島郁夫

(訪問介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
ケアサポート優華 熊本市植木町平野321番地2	株式会社優華	平成22年7月1日

熊本県告示第683号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成22年7月2日

熊本県知事 蒲島郁夫

(介護予防訪問介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
ケアサポート優華 熊本市植木町平野321番地2	株式会社優華	平成22年7月1日

熊本県告示第684号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成22年7月2日

熊本県知事 蒲島郁夫

(訪問介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
訪問介護事業所なずな 熊本市渡鹿一丁目10番3-103号	合同会社なずな	平成22年7月1日

熊本県告示第685号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成22年7月2日

熊本県知事 蒲島郁夫

(介護予防訪問介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
訪問介護事業所なずな 熊本市渡鹿一丁目10番3-103号	合同会社なずな	平成22年7月1日

熊本県告示第686号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成22年7月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(訪問介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
ヘルパーステーションのこのこ 荒尾市本井手241番地5	株式会社noco no co	平成22年7月1日

熊本県告示第687号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。
平成22年7月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(介護予防訪問介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
ヘルパーステーションのこのこ 荒尾市本井手241番地5	株式会社noco no co	平成22年7月1日

熊本県告示第688号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。
平成22年7月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 調達物品及び数量
ドラフトチャンバー 一式（10組）
- 2 入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）第5条第2項の規定により、入札参加資格を有すると決定された者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に掲げるところにより、要綱第5条第1項の規定による審査を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法
2に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、3の(2)の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
なお、申請様式及び提出書類の詳細については、熊本県ホームページの「申請書ダウンロード」のページで確認することができる。
 - (2) 競争入札参加資格審査申請書の提出場所及び申請に関する問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課管理審査班（県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
電話 096-383-1111（内線6349）
096-333-2581（ダイヤルイン）
 - (3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間
公告の日から平成22年7月15日（木）までの日（閉庁日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札の日時まで随時受け付けるが、この場合には、入札参加資格の審査が入札に間に合わないことがある。
 - (4) 入札参加資格審査結果の通知
入札参加資格の審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
 - (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査結果通知書に記載する登録日から平成24年3月31日までとする。
 - (6) 有効期間の更新手続
前項の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成24年1月4日から平成24年1月31日まで（閉庁日を除く。）行う。

熊本県告示第 689号

熊本県少年保護育成条例（昭和46年熊本県条例第30号）第7条第1項の規定により少年に有害な興行として平成22年6月24日次のように指定したので、同条第2項の規定により公示する。

平成22年7月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

種 別	題 名	指 定 理 由
有害指定 映画	いんらんファミリー 人妻とお手伝い（新東宝） 夜の手ほどき 未亡人は19才（新東宝） 愛液ドールズ 悩殺いかせ上手（オーピー） 快樂郷 人妻に乗る（新東宝） エロ三姉妹 濡れ続け（新東宝） 誘惑教師 ㊟巨乳レッスン（オーピー） 闇のまにまに（新東宝） 人妻探偵 尻軽セックス事件簿（オーピー）	著しく性的感情を刺激し、少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

熊本県告示第690号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成22年7月2日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年7月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供用を開始する区間	延 長 (メートル)	備 考
一般国道	325号	山鹿市鹿本町梶屋字上北田 970番1地先から 菊池市七城町台字横枕 9番1地先まで	640.0	沿道環境国道（改築に伴う拡幅（暫定供用））
一般県道	和仁菊水線	玉名郡和水町西吉地字原口 1210番地先から 同町西吉地字村ノ前 1044番1地先まで	276.0	地基創改（改築に伴う拡幅）

2 供用を開始する期日 平成22年7月2日

熊本県告示第691号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成22年7月2日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年7月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供用を開始する区間	延 長 (メートル)	備 考
一般国道	266号	天草市久玉町字札付 2211番2地先から 同市久玉町字神葉山 2296番14地先まで	240.0	交安統合（ゆずり車線の設置）
		天草市久玉町字神葉山 2328番2地先から 同市久玉町字山焼田	35.0	

2492番5地先まで
2 供用を開始する期日 平成22年7月5日

公 告

熊本県公告第371号

熊本市に事務所を置く石塘堰樋土地改良区理事長井上貞雄から平成22年4月27日付けで申請のあった定款の変更については、平成22年6月22日付けで認可したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第3項の規定により公告する。
平成22年7月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第372号

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第30条の規定により、平成22年度職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。
平成22年7月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 試験を実施する職種

(1) 学科試験（系基礎学科、専攻学科）を実施する職種
和裁科

(2) 学科試験（指導方法）を実施する職種

園芸科、造園科、森林環境保全科、鉄鋼科、鑄造科、鍛造科、熱処理科、塑性加工科、溶接科、構造物鉄工科、金属表面処理科、機械科、電子科、電気科、コンピュータ制御科、発電電科、送配電科、電気工事科、自動車製造科、自動車整備科、自動車車体整備科、航空機製造科、航空機整備科、鉄道車両科、造船科、時計科、光学ガラス科、光学機器科、計測機器科、理化学機器科、製材機械科、内燃機関科、建設機械科、農業機械科、縫製機械科、織布科、織機調整科、染色科、ニット科、洋裁科、洋服科、縫製科、和裁科、寝具科、帆布製品科、木型科、木工科、工業包装科、紙器科、製版・印刷科、製本科、プラスチック製品科、レザー加工科、ガラス科、ほうろう製品科、陶磁器科、石材科、麺科、パン・菓子科、食肉科、水産物加工科、発酵科、建築科、枠組壁建築科、とび科、建設科、プレハブ建築科、屋根科、スレート科、建築板金科、防水科、サッシ・ガラス施工科、畳科、インテリア科、床仕上げ科、表具科、左官・タイル科、築炉科、ブロック建築科、熱絶縁科、冷凍空調機器科、配管科、住宅設備機器科、さく井科、土木科、測量科、建築物設備管理科、ボイラー科、クレーン科、建設機械運転科、港湾荷役科、化学分析科、公害検査科、木材工芸科、竹工芸科、漆器科、貴金属・宝石科、印章彫刻科、塗装科、広告美術科、デザイン科、義肢装具科、電気通信科、電話交換科、事務科、易事務科、流通ビジネス科、写真科、介護サービス科、理容科、美容科、ホテル・旅館・レストラン科、観光ビジネス科、日本料理科、中国料理科、西洋料理科、臨床検査科、フラワー装飾科、メカトロニクス科、情報処理科、フォークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科

2 試験の科目

(1) 学科試験（系基礎学科、専攻学科）を行う職種及び試験の科目

免許職種	学 科 試 験 の 科 目
和裁科	ア 関連学科 (ア) 系基礎学科 a 裁縫知識（裁縫工程、裁縫用具、見積り） b 縫製法（縫製法、縫製用材料） c 安全衛生法（安全管理、衛生管理） (イ) 専攻学科 a 和裁法（縫製工程、和服の種類、裁縫法） b 被服学（被服史、被服論、被服科学、服装美学）

(2) 学科試験（指導方法）を行う職種及び試験の科目

免 許 職 種	学 科 試 験 の 科 目
園芸科、造園科、森林環境保全科、鉄鋼科、鑄造科、鍛造科、熱処理科、塑性加工科、溶接科、構造物鉄工科、金属表面処理科、機械科、電子科、電気科、コンピュータ制御科、発電電科、送配電科、電気工事科、自動車製造科、自動車整備科、自動車	指導方法（職業訓練原理、教科指導方法、訓練生の心理、生活指導及び

車体整備科、航空機製造科、航空機整備科、鉄道車両科、造船科、時計科、光学ガラス科、光学機器科、計測機器科、理化学機器科、製材機械科、内燃機関科、建設機械科、農業機械科、縫製機械科、織布科、織機調整科、染色科、ニット科、洋裁科、洋服科、縫製科、和裁科、寝具科、帆布製品科、木型科、木工科、工業包装科、紙器科、製版・印刷科、製本科、プラスチック製品科、レザー加工科、ガラス科、ほうろう製品科、陶磁器科、石材科、麺科、パン・菓子科、食肉科、水産物加工科、発酵科、建築科、枠組壁建築科、とび科、建設科、プレハブ建築科、屋根科、スレート科、建築板金科、防水科、サッシ・ガラス施工科、畳科、インテリア科、床仕上げ科、表具科、左官・タイル科、築炉科、ブロック建築科、熱絶縁科、冷凍空調機器科、配管科、住宅設備機器科、さく井科、土木科、測量科、建築物設備管理科、ボイラー科、クレーン科、建設機械運転科、港湾荷役科、化学分析科、公害検査科、木材工芸科、竹工芸科、漆器科、貴金属・宝石科、印章彫刻科、塗装科、広告美術科、デザイン科、義肢装具科、電気通信科、電話交換科、事務科、貿易事務科、流通ビジネス科、写真科、介護サービス科、理容科、美容科、ホテル・旅館・レストラン科、観光ビジネス科、日本料理科、中国料理科、西洋料理科、臨床検査科、フラワー装飾科、メカトロニクス科、情報処理科、フォークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科

職業訓練関係法規)

3 試験を受けることができる者

- (1) 試験職種（1の(1)）に係る試験を受けることができる者
2級の技能検定に合格した者、当該職種の職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者及び商工会議所が行う和裁に関する1級又は2級の技能の検定の合格証書を有する者を対象とする。
- (2) 試験職種（1の(2)）に係る試験を受けることができる者
職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第46条の規定に基づき、実技試験の全部及び学科試験のうち系基礎学科及び専攻学科が免除となる者を対象とする。

4 試験の一部免除

- (1) 免除の資格者及び免除の範囲は、次のとおりとする。

免除を受けることができる者	免除の範囲
免許職種に関し、1級の技能検定又は単一等級（「バルコニー施工」及び「電子回路接続」を除く。）の技能検定に合格した者	実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科
免許職種に関し、2級の技能検定に合格した者	実技試験の全部
職業訓練指導員免許を受けた者	学科試験のうち指導方法及び関連学科の系基礎学科 （当該免許職種に係る職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。）
免許職種に関し、職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者	実技試験の全部
職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者	学科試験のうち指導方法
免許職種に関し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科（フォークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあっては、学科試験のうち関連学科）に合格した者	学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科 （フォークリフト科、建築物衛生管

	理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあっては、学科試験のうち関連学科)
職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科に合格した者	学科試験のうち関連学科の系基礎学科（当該職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。）
免許職種に関し、応用課程の高度職業訓練を修了した者	学科試験のうち関連学科
免許職種に関し、専門課程の高度職業訓練を修了した者	学科試験のうち関連学科
学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）による大学又は高等専門学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者	学科試験のうち関連学科

(2) 免許職種に係る免除の資格者及び免除の範囲は、次のとおりである。

免許職種	免除を受けることができる者	免除の範囲
溶接科	ボイラー及び圧力容器安全規則(昭和 47 年労働省令第 33 号)による特別ボイラー溶接士免許を有する者	実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科
電子科	電波法(昭和 25 年法律第 131 号)による第一級陸上無線技術士の免許を有する者	実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科
	航空機製造事業法施行規則の一部を改正する省令(昭和 48 年通商産業省令第 71 号)による改正前の航空機製造事業法施行規則による電子機器国家試験の合格証を有する者	学科試験のうち関連学科
自動車整備科	自動車整備士技能検定規則(昭和 26 年運輸省令第 71 号)による一級四輪自動車整備士、一級二輪自動車整備士、二級ガソリン自動車整備士、二級ジーゼル自動車整備士、二級三輪自動車整備士又は二級二輪自動車整備士の技能検定の合格証書を有する者	実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科
航空機整備科	航空機製造事業法施行規則(昭和 29 年通商産業省令第 52 号)による航空機国家試験合格証を有する者	学科試験のうち関連学科
	航空法(昭和 27 年法律第 231 号)による一等航空整備士若しくは二等航空整備士又は航空工場整備士の資格についての航空従事者技能証明書を有する者	実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科
測量科	測量法(昭和 24 年法律第 188 号)による測量士の試験の合格証書を有する者	実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科
ボイラー科	ボイラー及び圧力容器安全規則による特級ボイラー技士の免許を有する者又は電気事業法施行規則(昭和 40 年通商産業省令第 51 号)によるボイラー・タービン主任技術者の免状を有する者	実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科
	エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和 54 年法律第 49 号)による熱管理士の免状を有す	学科試験のうち関連学科

	る者	
電気通信科	電波法（昭和25年法律第131号）による第一級総合無線通信士の免許を有する者	実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科
臨床検査科	医師法（昭和23年法律第201号）による医師国家試験、歯科医師法（昭和23年法律第202号）による歯科医師国家試験又は獣医師法（昭和24年法律第186号）による獣医師国家試験の合格証書を有する者	実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科
	臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）による臨床検査技師の免許を有する者	学科試験のうち関連学科
事務科	公認会計士法（昭和23年法律第103号）による公認会計士試験の第二次試験若しくは第三次試験又は税理士法（昭和26年法律第237号）による税理士試験に合格したことを証する書面を有する者	実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科
	商工会議所法に基づいて商工会議所が行う簿記に関する一級の技能の検定の合格証明書を有する者	実技試験のうち簿記及び学科試験のうち簿記
和裁科	商工会議所法に基づいて商工会議所が行う和裁に関する1級又は2級の技能の検定の合格証書を有する者	実技試験の全部
上記以外の範囲にあつては、職業能力開発促進法施行規則別表第11の3に掲げる試験の免除を受けることができる者		職業能力開発促進法施行規則別表第11の3に掲げる免除の範囲

- 5 試験を受けることができない者
 - (1) 成年被後見人又は被保佐人
 - (2) 禁錮以上の刑に処せられた者
 - (3) 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から2年を経過しない者
- 6 試験の日時及び場所
平成22年9月2日（木）午前10時30分から
熊本県庁（本館802会議室）
- 7 受験手続
 - (1) 受験申請書類
職業訓練指導員試験受験申請書、受験票、履歴書、写真（申請前6か月以内に撮影した上半身の写真で、横30ミリ、縦40ミリ、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）及び試験の免除の資格を有することを証明する書類
 - (2) 申請書類の受付期間及び提出先
平成22年7月20日（火）から同年8月3日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）
熊本県商工観光労働部商工労働局産業人材育成課
 - (3) 受験手数料
受験手数料（学科試験手数料）は、3,100円とし、熊本県収入証紙を受験申請書に貼り付けて納付する。
なお、受験申請書を受け付けた後は、いかなる理由がある場合にも受験手数料は返還しない。
 - (4) 受験票
受験申請書を受け付けたときは、申請者あてに後日、受験票を送付する。
- 8 合格発表
平成22年10月1日（金）に合格者受験番号を熊本県公報で公示するとともに、合格証書の送付により本人あて通知する。
- 9 その他
 - (1) 受験申請書等は、熊本県商工観光労働部商工労働局産業人材育成課において交付する。
なお、受験申請書等の交付を郵送により希望する場合は、郵便番号、住所、氏名を明記のうえ、140円切手を同封し、熊本県商工観光労働部商工労働局産業人材育成課に請求すること。
 - (2) 受験申請書等を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「職業訓練指導員試験受験申請書在中」と朱書きすること。

- なお、この場合は、受付期間終了日の消印のあるものまで受理する。
- (3) 試験についての不明な点は、次に問い合わせること。
熊本県商工観光労働部商工労働局産業人材育成課
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
電話 096-333-2344 (直通)

熊本県公告第373号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。
平成22年7月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 八代郡氷川町鹿島641番地の1
- 2 築造者の氏名 カシマ開発株式会社
- 3 道路の位置 宇城市小川町新田字柳江1424番1
- 4 道路の幅員 5.02メートル
- 5 道路の延長 46.55メートル
- 6 指定年月日 平成22年6月17日
- 7 指定番号 熊本県指令宇城景建第7号

熊本県公告第374号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。
平成22年7月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 玉名市寺田330番地
- 2 築造者の氏名 木下英文
- 3 道路の位置 玉名市田崎字一本松835番243、同835番114の一部、同835番149の一部、同835番161の一部及び同835番224の一部
- 4 道路の幅員 6.00メートルから6.70メートルまで
- 5 道路の延長 68.38メートル
- 6 指定年月日 平成22年6月18日
- 7 指定番号 熊本県指令玉名景建第14号

熊本県公告第375号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成22年7月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
宇土市善道寺町字綾織19番1、同20番1、同21番、同22番1、同28番、同29番1、同31番1、同32番1、同字悪四郎221番1、同222番、同223番、同225番、同228番、同229番、同230番、同231番並びに市道、里道及び水路
18,843.34平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
福岡県福岡市東区多の津1丁目12番2号
株式会社トライアルカンパニー

熊本県公告第376号

平成22年1月26日付けで宮本博保外4名から申請のあった柿ノ木平地区土地改良事業（共同施行）の施行については、平成22年6月22日付けで認可したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第4項の規定により公告する。
平成22年7月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第377号

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定に基づきこの旨を公告する。
平成22年7月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
農用地の 保全	鹿本北部 二期（桑 原工区） （山鹿市）	平成19年9月6日	平成22年5月27日	熊本県

熊本県公告第378号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営小白地区土地改良事業（農地保全施設）の計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画に異議のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成22年7月2日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 縦覧に供する書類の名称
県営小白地区土地改良事業（農地保全施設）計画書の写し
- 縦覧期間
平成22年7月5日から平成22年8月2日まで
- 縦覧場所
熊本市役所
玉名市役所

熊本県公告第379号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営平野地区土地改良事業（農業用排水施設）の計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画に異議のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成22年7月2日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 縦覧に供する書類の名称
県営平野地区土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し
- 縦覧期間
平成22年7月5日から平成22年8月2日まで
- 縦覧場所
熊本市役所

熊本県公告第380号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営浦川内地区土地改良事業（農用地の保全）の計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画に異議のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成22年7月2日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 縦覧に供する書類の名称
県営浦川内地区土地改良事業（農用地の保全）計画書の写し
- 縦覧期間
平成22年7月5日から平成22年8月2日まで
- 縦覧場所
宇城市役所

熊本県公告第381号

次のとおり一般競争入札に付する。なお、本公告は入札説明書を兼ねる。

平成22年7月2日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 入札に付する事項
 - 調達物品及び数量
ドラフトチャンバー 一式（10組）
 - 調達物品の仕様等
仕様書のとおり
 - 納入期限

平成22年12月15日（水）

- (4) 納入場所
熊本県熊本市東町3丁目11-38
熊本県産業技術センター
- (5) 入札金額
入札金額は、本調達物品購入に係る総額とする（搬入費、据付調整費、動作確認費等納入に要する一切の費用を含む。）。
なお、落札者決定に当たっては、入札金額に当該金額の5パーセントに相当する額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）を加算した金額をもつて落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるかを見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額により入札すること。

- (6) 最低制限価格の設定
本競争入札には、最低制限価格を設定していない。

- (7) その他
ア 本競争入札は、電子入札システムを利用して行う電子入札対象案件であるが、電子入札システムに利用者登録が完了していない者は、紙入札方式による入札（書面による入札をいう。）により参加できる。むを得ない事情があり、入札書受付締切予定日時までに「熊本県電子入札システム紙入札移行承認願」を4の(1)に記載する場所に提出し、県（契約担当者）から承認を受けた場合は、紙入札方式による入札により参加できるものとする。

イ 本競争入札は、競争入札参加資格確認のため、入札前に3に記載する競争入札参加資格確認申請書及び確認資料の提出が必要な入札である。

2 入札参加者の資格に関する事項
次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）第5条第2項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であること。

- (2) 納入しようとする物品の仕様を示す書類を熊本県産業技術センターへ提出し、審査を受け、本調達物品の仕様に適合している証明（ドラフトチャンバー一式入札関係様式（以下「入札関係様式」という。）に定める「仕様適合証明願（書）」による。）を受けた者であること。

なお、熊本県産業技術センターの審査を受ける期間は、公告の日から平成22年7月27日（火）までの日（閉庁日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。

ただし、審査申請の受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には、証明が3の「競争入札参加資格確認申請書」の提出期限に間に合わないことがある。

- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
- (5) 入札及び開札の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。

3 入札参加のための確認申請
本競争入札に参加を希望する者は、2の(2)～(5)に記載する要件を満たしているかの確認を受けるため、次により「競争入札参加資格確認申請書」及び確認資料（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。
なお、期限までに申請書等を提出しない者及び確認の結果、要件を満たしていないと認められた者は、本競争入札に参加することができない。

- (1) 提出書類及び提出方法
ア 電子入札システムによる入札参加の場合
電子入札システムにより競争入札参加資格確認申請を行うこと。
この際、PDFファイル等に電子ファイル化した(ア)を添付すること。
ただし、(ア)を電子ファイル化できない場合は、(イ)を添付し、(ア)をファックス等により4の(1)に記載する場所に提出すること。
(ア) 2の(2)に記載する仕様適合証明願(書)
(イ) 提出書類目録
イ 紙入札方式による入札参加の場合
(ア)及び(イ)を4の(1)に記載する場所に持参又は郵送により提出すること。
(ア) 入札関係様式に定める競争入札参加資格確認申請書
(イ) 2の(2)に記載する仕様適合証明願(書)

- (2) 提出期間
公告の日から平成22年8月3日（火）午後5時まで（閉庁日を除く。）に提出すること。

- (3) 確認結果の通知
確認の結果は、「競争入札参加資格確認結果通知書」により通知する。
- 4 入札執行の日時、場所等
- (1) 契約条項を示す場所
熊本県出納局管理調達課契約班（県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
- (2) 仕様書及び入札関係様式の閲覧（交付）方法
ア 閲覧（交付）の場所
電子入札システムホームページ（入札情報公開サービスシステムの入札公告情報）にて閲覧又は4の(1)に記載する場所で交付する。
イ 閲覧（交付）の期間
公告の日から平成22年8月12日（木）まで閲覧に供する。交付については当該期間（閉庁日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。
- (3) 入札の日時及び場所
ア 電子入札システムによる入札
3の(3)に記載する競争入札参加資格確認結果通知書を受けた日時から、平成22年8月11日（水）午後5時までに入札すること。
イ 紙入札方式による入札
(ア) 日時 平成22年8月12日（木）午前10時
(イ) 場所 熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県出納局管理調達課 入札室（県庁行政棟本館2階）
- (4) 開札の日時及び場所
4の(3)のイに同じ。
- 5 入札方法等
- (1) 入札方法
ア 電子入札システムによる入札の場合
4の(3)のアの締切日時までに電子入札システムにより入札を行うこと。
イ 紙入札方式による入札の場合
入札関係様式に定める（本人用）又は（代理人用）の「入札書」により作成し、4の(3)のイの日時及び場所に持参し、提出すること。
ただし、代理人をして入札するとき、入札関係様式に定める「委任状」を入札書と同時に提出すること。
なお、郵送を認めるが、次の事項に留意のうえ、必ず平成22年8月11日（水）までに4の(1)に記載する場所に必着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。
(ア) 封筒は二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」及び「親展」、中封筒に「調達物品名」及び「開札日時」を朱書きすること。
(イ) 再入札を予想する場合は、中封筒に「再入札書」、「調達物品名」及び「開札日時」を朱書きし、同封すること。
- (2) 開札の方法
開札は、電子入札システムにおいて行う。
ただし、紙入札方式による入札により入札に参加した者がいる場合は、入札に参加した者又はその代理人の立会いのもとに行うものとする。この場合において、入札に参加した者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。
- (3) 入札の回数
入札回数は2回までとする。開札後、落札者がいない場合は、再入札を行う。
再入札の時刻については、原則として開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムによる入札により入札に参加する者は、県から電子入札システムで送信される「再入札通知書」を必ず確認すること。
なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。
- (4) 落札者の決定方法
有効な入札を行った者で予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
なお、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。
- (5) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
ア 本競争入札に参加する資格を有しない者のした入札
イ 紙入札方式による入札において、委任状を提出しない代理人のした入札
ウ 紙入札方式による入札において、記名押印を欠く入札
エ 紙入札方式による入札において、金額を訂正した入札
オ 紙入札方式による入札において、誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
カ 紙入札方式による入札において、同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は2人以上の代理をした者の入札

- キ 紙入札方式による入札において、2以上の意思表示をした入札
ク 紙入札方式による入札において、くじ番号の記入がない入札
ケ 電子入札システムによる入札において、入札、見積及び契約権限のない者の I
C カードを使用して提出された入札
コ 民法（明治29年法律第89号）第95条に基づく錯誤による入札であると入
札執行者が認めた場合の入札
サ 明らかに連合によると認められる入札
シ その他入札に関する条件に違反した入札
- (6) 入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公
正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加さ
せず、入札の執行を延期し、若しくはこれを取りやめることがある。
- (7) 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
- (8) その他
仕様書等に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和3
9年熊本県告示第420号）及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託契約等）運
用基準の規定を準用する。
- 6 契約の締結
- (1) 契約書作成の要否
要
- (2) 契約の締結期限
落札者決定の日から14日以内とする。
- (3) 落札者からの契約締結の申出期限
落札者決定の日から7日以内とする。
- 7 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金
免除する。
- (2) 契約保証金
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分
の10以上の金額（現金に代え、政府の保証のある債権、銀行が振り出し、又は支
払保証をした小切手、銀行又は契約担当者が確実に認める金融機関（銀行を除く。）
の保証書でも可）を、入札関係様式に定める契約保証金納入書を添えて納付するこ
と。
ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除され
る。
また、契約保証金は、契約上の義務を履行し、入札関係様式に定める契約保証金
還付請求書を県に提出したときに還付する。
- ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を
被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証
券を提出したとき（ただし、保険期間の終日は、納入期限以降とする。）。
- イ 契約しようとする者が、過去2年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付す
る事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、
これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき。（その者が、
契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- なお、契約保証金の納付の免除を希望する者は、以下により契約保証金免除の申
請に必要書類を提出し、承認を受けること。
- (ア) 提出書類 入札関係様式に定める契約保証金免除申請書
(イ) 添付書類 アの場合にあっては履行保証保険証券
イの場合にあっては入札関係様式に定める履行証明願（書）
(ウ) 提出期限 落札決定の日から7日以内
(エ) 提出場所 4の(1)に記載する場所
- 8 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 本競争入札は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する
協定の適用を受ける。
- 9 Summary
- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
10 sets of draft chamber(fume hood)
- (2) Delivery period:
December 15th, 2010
- (3) Delivery place:
Kumamoto Industrial Research Institute
3-11-38 Higashi-machi, Kumamoto-City, Kumamoto Pref. 862-0901, Japan
- (4) Date and Place for tender:
Date: August 12th, 2010, 10:00 a.m.
Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,
Management and Purchasing Division
(2nd floor of Prefectural Government Main building)

- (5) Time-limit for tender by mail (Registered only) :
Tender must arrive no later than August 11th, 2010
- (6) Contact point for the notice:
Management and Purchasing Division Treasury Bureau Kumamoto Pref. Gov.
6-18-1 Suizenji, Kumamoto-City, Kumamoto Pref. 862-8570, Japan
Phone: 096-333-2580
- (7) Others:
Language: Japanese
Current money: Japanese yen

熊本県公告第382号

薬事法（昭和35年法律第145号）第36条の4第1項の規定により登録販売者試験（以下「試験」という。）を次のとおり実施するので、薬事法施行規則（昭和36年厚生省令第1号）第159条の4第2項の規定により公示する。
平成22年7月2日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 試験

- (1) 日時 平成22年10月31日（日） 午前10時から午後3時30分まで
試験の説明を午前9時30分から行うので、それまでに試験室に入室すること。

試験時間	試験項目
午前10時から正午まで	医薬品に共通する特性と基本的な知識 人体の働きと医薬品 医薬品の適正使用・安全対策
午後1時30分から午後3時30分まで	主な医薬品とその作用 薬事関係法規・制度

- (2) 場所 熊本県立大学（講義棟2号館、中ホール及び小ホール）
熊本市月出三丁目1番100号
※ 試験会場の駐車場には限りがあるため、試験当日はできる限り公共交通機関を使用すること。

- (3) 試験実施方法
試験は、次の項目について筆記試験を行う。

試験項目	問題数
医薬品に共通する特性と基本的な知識	20問
人体の働きと医薬品	20問
主な医薬品とその作用	40問
薬事関係法規・制度	20問
医薬品の適正使用・安全対策	20問

※ 九州各県では、試験日及び試験問題を統一して試験を実施します。

2 受験手続等

- (1) 受験願書の請求
受験願書は、熊本県健康福祉部薬務衛生課及び各地域振興局保健福祉環境部衛生環境課（保健所衛生環境課（熊本市の保健所を除く。））で配布するほか、熊本県庁ホームページに受験願書等の様式を掲載する。
なお、郵便により受験願書を請求する場合は、表面に「登録販売者試験受験願書請求」と朱書きした封筒に、返信用封筒（返信先を明記し、140円分の切手を貼った角2形の封筒（1部請求の場合））を同封のうえ請求することとする。
- (2) 願書受付期間
平成22年8月9日（月）から同年8月27日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、郵送による場合は、平成22年8月9日（月）から同年8月27日（金）までの間の消印があるものを有効とする。
- (3) 提出先
最寄りの各地域振興局保健福祉環境部衛生環境課（保健所衛生環境課（熊本市の保健所を除く。））又は熊本県健康福祉部薬務衛生課
- (4) 提出書類
提出書類は、次のとおりとする。また、受験資格及びこれを有することを証する書類は、3に掲げるとおりとする。
ア 登録販売者試験受験願書
イ 受験資格を有することを証する書類
ウ 写真
提出前6箇月以内に撮影したもので、縦5cm、横4.5cm程度の上半身、脱帽、正面向きで、本人であることが確認できるものとする。また、この写真の裏面に氏名

及び生年月日を明記し、受験願書に貼付すること。

- (5) 受験手数料として、13,000円分の熊本県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼付すること。

なお、納付された受験手数料は、返還しない。

- (6) 郵送で提出する場合は、必ず書留とし、「登録販売者試験受験申込」と朱書きすること。熊本県収入証紙によらない場合は、次のとおりとする。

ア 手数料を現金で納付する場合は、受験願書等に13,000円を同封し、現金書留で郵送すること。

イ 000円分を同封し、書留で郵送すること。

なお、納付された受験手数料は、返還しない。

- 3 受験資格及びこれを有することとを証する書類
受験資格は、次の各号のいずれかに該当する者であることとし、当該受験資格を有することとを証する書類は、当該各号に掲げるとおりとする。

ただし、実務経験終了見込みの者については、実務経験見込証明書を提出し、受験日前日までに改めて実務経験証明書を提出すること。

- (1) 旧大学令（大正7年勅令第388号）に基づく大学及び旧専門学校令（明治36年勅令第61号）に基づく専門学校において薬学に関する専門の課程を修了した者 卒業証書の写し（原本を提示すること。）又は卒業証明書

※ 郵送で提出する場合は、卒業証明書とする。

- (2) 平成18年3月31日以前に学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。）に入学し、当該大学において薬学の正規の課程を修めて卒業した者（1）と同じ

- (3) 平成18年4月1日以降に学校教育法に基づく大学に入学し、当該大学において薬学の正規の課程（同法第87条第2項に規定する6年制課程の薬学部に限る。）を修めて卒業した者（1）と同じ

- (4) 旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）に基づく旧制中学若しくは学校教育法に基づく高等学校又はこれと同等以上の学校を卒業した者であつて、薬局、一般販売業（卸売一般販売業を除く。）、薬種商販売業、店舗販売業又は配置販売業における一般用医薬品の販売等の実務に1年以上従事したもの 卒業証書の写し（原本を提示すること。）又は卒業証明書（郵送で提出する場合は、卒業証明書とする。）及び実務経験（見込）証明書

- (5) 薬局、一般販売業（卸売一般販売業を除く。）、薬種商販売業、店舗販売業又は配置販売業における一般用医薬品の販売等の実務に4年以上従事した者 実務経験（見込）証明書

- (6) 上記（1）から（5）までに該当する者のほか、一般用医薬品の販売又は授与に従事しようとするに当たり、上記（1）から（5）までに該当する者と同程度の知識経験を有する者で次のいずれかに該当するものとして熊本県知事が認めたもの

ア 外国薬学校卒業者等のうち、平成17年2月8日付け薬食発第0208001号医薬品局長通知「外国薬学校卒業者等の薬剤師国家試験受験資格認定の取扱いについて」で示した薬剤師国家試験受験資格の認定基準と照らし合わせて、上記（1）から（3）までに該当する者と同程度であるもの 卒業証書

イ 高等学校卒業程度認定試験の合格者であつて、薬局、一般販売業（卸売一般販売業を除く。）、薬種商販売業、店舗販売業又は配置販売業における一般用医薬品の販売等の実務に1年以上従事したもの 認定試験合格書及び実務経験（見込）証明書

※ 1 卒業証書（卒業証明書）に記載されている氏名が願書提出時点と異なる場合は、戸籍抄本又は戸籍謄本を併せて提出すること。

※ 2 平成21年度以前に本県が実施した登録販売者試験を受験した者（欠席した者を除く。）については、受験資格を有することを証する書類の提出を省略することができる。省略する場合は、願書余白に受験資格を有することを証する書類を提出した試験の年度等（例、「平成21年度第3回試験受験」）を記入すること。

※ 3 旧制中学又は高等学校と同等以上の学校として、専修学校、専門学校等は含まれないため、受験資格の疑義については、事前に各地域振興局衛生環境課（保健所衛生環境課（熊本市の保健所を除く。））又は熊本県健康福祉部薬務衛生課に問い合わせること。

- 4 受験票
受験票は、受験願書受付後、平成22年10月初旬に受験者あて送付する。
なお、受験票が平成22年10月12日（火）までに届かない場合は、熊本県健康福祉部薬務衛生課に問い合わせること。

- 5 願書提出後の注意事項
願書提出後に、願書等の内容に変更を生じた場合若しくは誤記等が判明した場合は、速やかにその旨を願書を提出した窓口又は熊本県健康福祉部薬務衛生課に申し出ること。

- 6 合格発表等

- (1) 発表日時

平成22年12月1日(水)午前10時に各地域振興局保健福祉環境部(保健所(熊本市の保健所を除く。))及び熊本県庁行政棟本館1階ホールに合格者一覧表を掲示する。また、熊本県庁ホームページにも掲載する。

合格者には本人あての合格通知書を郵送し、電話による合否の問い合わせには一切応じないものとする。

(2) 得点に関する掲示について

熊本県個人情報保護条例に基づく個人情報の開示請求期間は、合格発表の日から平成23年1月4日(火)までの午前8時30分から午後5時15分までとする。

受験者本人から申し出があった場合に限り、その者の得点を口頭で開示する。

開示を希望する者は、合格発表後、受験票を持参のうえ、熊本県健康福祉部薬務衛生課において開示請求を行うこと。

7 問い合わせ先

(1) 熊本県健康福祉部薬務衛生課

郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号

電話 096-333-2242

(2) 玉名地域振興局保健福祉環境部(有明保健所)衛生環境課

郵便番号 865-0016 玉名市岩崎1004-1

電話 0968-72-2184

(3) 鹿本地域振興局保健福祉環境部(山鹿保健所)衛生環境課

郵便番号 861-0501 山鹿市山鹿465-2

電話 0968-44-4121

(4) 菊池地域振興局保健福祉環境部(菊池保健所)衛生環境課

郵便番号 861-1331 菊池市限府1272-10

電話 0968-25-4135

(5) 阿蘇地域振興局保健福祉環境部(阿蘇保健所)衛生環境課

郵便番号 869-2301 阿蘇市内牧1204

電話 0967-32-0535

(6) 上益城地域振興局保健福祉環境部(御船保健所)衛生環境課

郵便番号 861-3206 上益城郡御船町辺田見400

電話 096-282-0016

(7) 宇城地域振興局保健福祉環境部(宇城保健所)衛生環境課

郵便番号 869-0532 宇城市松橋町久具400-1

電話 0964-32-1148

(8) 八代地域振興局保健福祉環境部(八代保健所)衛生環境課

郵便番号 866-8555 八代市西片町1660

電話 0965-33-3198

(9) 芦北地域振興局保健福祉環境部(水俣保健所)衛生環境課

郵便番号 867-0061 水俣市八幡町2-2-13

電話 0966-63-4104

(10) 球磨地域振興局保健福祉環境部(人吉保健所)衛生環境課

郵便番号 868-0056 人吉市寺町12-1

電話 0966-22-3107

(11) 天草地域振興局保健福祉環境部(天草保健所)衛生環境課

郵便番号 863-0013 天草市今釜新町3530

電話 0969-23-0172

熊本県公告第383号

八代市に事務所を置く水島土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により公告する。

平成22年7月2日

熊本県知事 蒲島郁夫

役職名	氏名	住所
退任		
理事	千代永 義光	八代市水島町2201番地16
理事	満田 豊	八代市水島町2145番地
理事	古川 昭徳	八代市水島町2585番地
理事	岡山 鶴子	八代市水島町2571番地
理事	山田 孝尚	八代市水島町2201番地12
理事	鶴田 修一	八代市水島町2140番地
理事	山田 和博	八代市水島町2788番地
監事	西田 省一	八代市水島町2191番地
監事	山田 繁徳	八代市水島町2530番地

監事 就任	鶴田 数也	八代市水島町2265番地
理事	千代永 義光	八代市水島町2201番地16
理事	満田 豊	八代市水島町2145番地
理事	小橋 正治	八代市水島町2554番地22
理事	小松 利也	八代市水島町2526番地
理事	山田 堅司	八代市水島町2126番地
理事	松村 眞一	八代市水島町2532番地2
理事	橋本 憲明	八代市水島町2971番地
監事	山本 輝尚	八代市水島町2556番地
監事	鶴田 万亀男	八代市水島町2938番地2
監事	鶴山 栄嗣	八代市水島町2470番地1

登載依頼

熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成22年7月2日

熊本県人事委員会委員長 清 塘 英 之

熊本県人事委員会規則第25号

熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則
熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年熊本県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。
別表一部事務組合の表人吉球磨広域行政組合の項職名の欄中「課長」を「課長 審議員」に改める。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

熊本県人事委員会公告第7号

平成22年度身体障がい者を対象とする熊本県職員採用選考試験を次のとおり実施する。
平成22年7月2日

熊本県人事委員会委員長 清塘 英之

この試験は、障害者の雇用の促進等に関する法律の趣旨に基づき、熊本県内に居住する身体障がい者の雇用の促進を図ることを目的として実施するものです。

※ 「一般事務」は、点字による受験もできます。点字の選考試験案内をご希望の方は、人事委員会事務局までお問い合わせください。

1 職種、採用予定人員等

職 種	採用予定人員	採用後の職務内容
一般事務	1人程度	知事部局等（出先機関を含む。）に勤務し、一般事務に従事します。
学校事務	1人程度	県立学校又は市町村立学校に勤務し、学校事務に従事します。

〔職種の志望について〕

- (1) 「一般事務」及び「学校事務」の両方の職種を選択できます（志望する順に、第1志望と第2志望の職種を選択できます。）。
※ 第1志望は必ず選択し、第2志望の選択は任意とします。
- (2) 第1次試験は、受験者の得点順、志望順に、各職種ごとに合格者を決定します。
※ 受験者の成績及び志望状況によっては、第2志望の職種に合格することもあります。
※ 受験者の志望した職種でのみ合格者を決定するため、第1志望しか志望しない受験者は、第2志望まで志望した受験者より高い得点でも、不合格になることもあります。
- (3) 第2次試験は、第1次試験の合格者に対して、合格した職種ごとに実施します。
- (4) 受験申込書の受理後は、志望順位の変更は認めません。
- (5) 採用予定人員は、今後変更になることがあります。

2 受験資格

次の(1)～(4)の全てに該当する者が受験できます。

- (1) 昭和54年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた者
- (2) 身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けている者
- (3) 自力による通勤ができ、かつ、介護者なしに職務遂行が可能な者
- (4) 熊本県内に居住している者(通学などのため一時的に県外に居住している者を含む。)

ただし、次のいずれかに該当する者は受験できません。

- ・ 日本国籍を有しない者
- ・ 成年被後見人又は被保佐人
- ・ 禁錮上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 熊本県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験の日程等

	日	時	試験種目等	試験会場
第1次試験	平成22年10月24日(日)	受付 8:00～8:50 開始 8:55 (休憩 11:10～13:05) 終了 14:20(予定)	午前 教養試験	熊本県立大学
		※ 遅刻者は、9:50までに受付しないと受験できません。	午後 作文試験	熊本市月出 3-1-100
第2次試験	平成22年11月27日(土)	9:00～17:00(予定) 試験時間は、一人30分間程度を予定しています。 ※ 集合時間は、第1次試験合格者に通知します。	面接試験	熊本県庁 熊本市水前寺 6-18-1

※ 「一般事務」については、点字による受験もできます。点字による受験の場合は、試験時間が一部異なります。詳細については、人事委員会事務局までお問い合わせください。

※ 点字による受験を希望する者がいない場合は、試験当日の時間を変更することもあります。

4 試験の方法、配点等

試験の程度は、高等学校卒業程度で行います。

第1次試験(満点80点)

試験の種類(配点)	試験の内容等	解答時間
教養試験(80点)	一般的知識及び能力等について、択一式による筆記試験を行います。[出題数40題]	2時間 (ただし、点字受験者は3時間)

※ 作文試験は、第1次試験日に実施しますが、採点・評価は第2次試験で行います。また、第1次試験日に作文試験を受験しなかった場合は、第1次試験は不合格になります。

第2次試験(満点150点)

試験の種類(配点)	試験の内容等	解答時間
作文試験(50点)	一般的な課題により、文章による表現力などについて、記述式による筆記試験を行います。	1時間
面接試験(100点)	表現力、積極性、協調性、堅実性、理解力などについて、個別面接による口述試験を行います。	

試験の種類ごとに次の合格基準があり、1つでも基準を満たさない場合は、総合得点の如何にかかわらず不合格となります。

<合格基準>

面接試験以外の試験：平均点又は配点の4割の点のいずれか低い点
面接試験：配点の5割の点

- ※ 第1次試験の結果は、第2次試験に反映されません。
- ※ 受験申込書記載事項の受験資格の真否等を確認するため、調査を行うことがあります。
- ※ 平成21年度に係る第1次試験の例題（県職員採用試験（高等学校卒業程度）を参照）及び第2次試験の作文課題については、熊本県のホームページ（<http://www.pref.kumamoto.jp/>）に掲載しています。
- ※ 受験の際は、身体障害者手帳、受験票、ボールペン、鉛筆、消しゴム及び鉛筆削りを持参してください。
なお、時計については、計算機能等がついたものを試験室に持ち込むことはできません。携帯電話等の通信機器は、係員の指示に従い電源を切って、かばんにしまってください。
また、携帯電話等を時計として使用することはできません。
- ※ 点字器、点字タイプライター、ルーペ、補聴器、補装具などが必要な方は、選考試験当日に自分で持参してください。
- ※ 点字試験問題・拡大印刷問題による受験を希望する方、面接試験に手話通訳を必要とする方、車イスや補装具などを使用する方は、必ず受験申込書の該当するところに○をつけてください。
- ※ 拡大印刷問題は、活字印刷文（10.5ポイント）を約1.4倍（14.8ポイント）に拡大します。

(例) (ア、あ、亜、A、a、1)

→ (ア、あ、亜、A、a、1)

5 合格者の発表

(1) 第1次試験

- ① 合格発表日 平成22年11月11日（木）の予定
- ② 発表方法 県庁行政棟本館1階ロビーに合格者の受験番号を掲示し、合格者のみ文書で通知します。合格通知書が発表日から4日経過しても到着しないときは、人事委員会事務局総務課にお問い合わせください。
また、合格者の受験番号は、熊本県のホームページ（<http://www.pref.kumamoto.jp/>）にも掲載します。

(2) 第2次試験

- ① 合格発表日 平成22年12月上旬の予定
- ② 発表方法 県庁行政棟本館1階ロビーに合格者の受験番号を掲示し、合格者のみに文書で通知します。
また、合格者の受験番号は、熊本県のホームページ（<http://www.pref.kumamoto.jp/>）にも掲載します。

6 受験手続等

次のうちいずれかの方法で申し込んでください。（2つ以上の方法による申込みはしないでください。）
なお、受験番号は、試験についての問い合わせ、連絡等に必要ですから、受験票の保管とは別に控えておいてください。

(1) 持参又は郵送で申し込む場合

申 込 手	申込先	熊本県人事委員会事務局総務課 〒862-8570 熊本市水前寺6-18-1 直通 096-333-2733 代表 096-383-1111（内線6834）
	申込方法	受験申込書（受験申込書記入要領により必要事項を記入してください。）を上記の申込先に郵送又は持参してください。郵送する場合は、封筒の表に「選考申込」と朱書し、必ず簡易書留で送ってください。簡易書留によらない方法で郵送した場合の事故は責任を負いません。

続	また、封筒の裏には住所・氏名を必ず書いてください。	
	受付期間	平成22年8月9日（月）～8月27日（金）
	持参	受付時間 8：30～ 17：15 土曜日及び日曜日は、受け付けできませんのでご了承ください。
	郵送	平成22年8月27日までの消印のあるもの限り受け付けます。
受験票の交付	受付期間終了後、郵送しますが、9月24日までに届かないときは、至急、人事委員会事務局総務課まで問い合わせてください。	

※ 受験票を紛失した場合は、必ず人事委員会事務局総務課へ早めに連絡してください。

(2) インターネットで申し込む場合

申 込 手 続	申込方法	まず、熊本県ホームページの「くまもと電子申請窓口（よろず申請本舗）」にアクセスし、利用者登録（利用者ID・パスワードの取得）を行ってください（この手続きは受付期間前でも行うことができます。なお、利用者ID・パスワードは、利用者登録後、直ちに発行されます。）。 受付期間になったら、「よろず申請本舗」の「申請はこちら」から「身体障がい者を対象とする熊本県職員採用選考試験」を選択し、申込データの入力・送信を行ってください。 申込データの受信確認後、到達結果通知書がメールで送信されます。到達結果通知書が送信されない場合やシステムの操作、利用者登録、その他手続に関するお問い合わせについては、熊本県電子自治体コールセンター（TEL096-334-1592）にご連絡ください。
	受付期間	平成22年8月9日（月）8:30～8月24日（火）17:15 上記期間のうち、8月10日～8月23日については24時間いつでも受け付けます。 なお、申込書を持参又は郵送で申し込む場合とは受付期間が異なりますので注意してください。
処理状況の確認	申込データの到達から審査完了までの処理状況が確認できます。確認される方は、熊本県ホームページの「よろず申請本舗」の「申請はこちら」から「熊本県」、「申請状況照会」の順にアクセスし、今回申請した「身体障がい者を対象とする熊本県職員採用選考試験」を選択してください。 なお、申込内容の補正等をお願いする場合がありますので、審査完了まで処理状況は随時確認してください。	
受験票・写真票	受付期間終了後、受験票及び写真票を郵送しますので、どちらも試験当日に必ず持参してください。受験票及び写真票が9月24日までに届かないときは、至急、人事委員会事務局総務課まで問い合わせてください。 なお、写真票には、所定の箇所に写真（申込み前3か月以内に写したもので、上半身、脱帽、正面向きで本人と確認できるもの。サイズは縦4cm、横3cm程度で、裏面には氏名と生年月日を必ず記入すること。）をはってください。写真票に写真がはっていない場合、受験を認めないので注意してください。	

※ この申込みには、「熊本県電子申請受付システム（よろず申請本舗）」を利用しますが、ご利用のインターネット環境によっては、このシステムを利用できないことがありますので、詳しくは熊本県のホームページ（<http://www.pref.kumamoto.jp/>）の「くまもと電子申請窓口（よろず申請本舗）」から電子申請のページにアクセスして確認してください。

※ 申込みは受付期間中に正常に到達したものを受け付けます。予期せぬ機器停止や通信障害などによるトラブルについては、責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。

- (1) 人事委員会は、任命権者（知事、教育委員会）に合格者を通知し、これに基づいて、任命権者は面接等を実施し、最終的な採用者を決定します。
採用は、平成23年4月1日の予定です。
- (2) 初任給は、新規高等学校卒業者の場合、月額140,100円です。（ただし、平成24年3月31日までの間、本県の財政事情により、上記の額から3%が減額され支給されています。減額後の額は、新規高等学校卒業者の場合、月額135,897円です。）
なお、学歴、経験年数により加算される場合があります。また、条例等の定めにより、扶養手当、通勤手当、住居手当等が支給され、更に、期末手当等が支給されます。

8 試験結果の開示について

この採用試験の結果については、熊本県個人情報保護条例第22条第1項の規定に基づき、口頭で開示を請求することができます。受験者本人が受験票、合格通知書又は本人であることを証明する書類（運転免許証、学生証、旅券等）を持参のうえ、午前8時30分から午後5時15分までの間に直接開示場所へおいでください。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律により休日とされる日は受け付けできません。
また、電話、はがき等による請求では開示できませんのでご注意ください。

試 験	開示請求できる人	開 示 内 容	開示期間	開 示 場 所
第1次試験	第1次試験受験者	試験種目別得点	合格発表 の日から 1か月間	人事委員会事務局 総務課 (県庁行政棟本館 3階)
第2次試験	第2次試験受験者	総合得点 総合順位(※)		

※ 総合順位は、合格基準を満たす方のみ開示。

熊本県社会福祉審議会公告第1号

熊本県社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会保健福祉推進部会の会議を次のとおり開催する。

平成22年7月2日

熊本県社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会
保健福祉推進部会会長 良永彌太郎

- 1 開催日時
平成22年7月9日（金） 午後3時から午後5時まで
- 2 開催場所
熊本県熊本市水前寺6丁目18番1号
熊本県庁本館1002会議室
- 3 議題（予定）
 - (1) くまもと・健やか・長寿プランについて
 - (2) 介護保険の見直しについて
 - (3) その他
- 4 傍聴者の定員
20人
- 5 傍聴手続
 - (1) 会議の傍聴の受付は、午後2時30分から午後3時まで会議の会場前において行い、部会長の許可を得たうえで、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
 - (2) 傍聴者については、受付先着順に決定する。ただし、受付開始時点で既に定員を超える希望者があった場合は、抽選により傍聴者を決定する。
- 6 問い合わせ先
熊本県熊本市水前寺6丁目18番1号
熊本県社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会事務局（熊本県健康福祉部長寿社会局高齢者支援課総務企画班）（電話：096-333-2215）